



鳥労発基 1219 第 5 号  
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

関係団体の長 殿

鳥 取 労 働 局 長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

日頃より、労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、変異原性が認められた化学物質の取扱いについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」といいます。）に基づく措置を講ずるよう、変異原性を製造し、又は取り扱う事業場に対して指導しているところで

す。これまで、指針においては、変異原性が認められた化学物質として、①労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」といいます。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得た 1,085 物質及び②法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められた 244 物質が定められております。

今般、別添のとおり令和 5 年 11 月 30 日付け基発第 1130 第 4 号をもって厚生労働省労働基準局長から、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 373 号、令和 5 年厚生労働省告示第 95 号、第 217 号及び第 281 号）により名称が公表された化学物質（636 物質）のうち、別添の別紙 1 に掲げる計 18 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たことが、通達されましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員等の関係事業場に対して、変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う事業場にあつては、引き続き指針に基づく措置を講じるよう周知いただき、別添の別紙 1（1）に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う事業場にあつては、新たに指針に基づく措置を講ずる必要があることについて、周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添の別紙 1（2）に掲げる化学物質については、従前、指針に基づく措置を講ずるよう届出事業者及び関係団体に要請していましたが、有識者



る再評価の結果、指針の対象から除外することとしましたので、了知いただきますようお願いいたします。